

静岡県告示第423号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成25年4月16日から起算して15日間、いとう漁業協同組合網代支所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県熱海市網代435	土屋	通
静岡県熱海市網代455-3	長谷川	努
静岡県熱海市網代294-1	塩屋	浩一
静岡県熱海市網代80-1	菊地	賢次
静岡県熱海市網代159	伊藤	廣

2 加入区

網代加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

いとう漁業協同組合